

青森県報

第四百四十六号

令和二年
四月十七日
(金曜日)

目 次

告 示

- 狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一
- 適性試験及び講習の実施……………(同) ……三
- 鳥獣捕獲等事業の認定の更新……………(同) ……四
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退……………(保健衛生課) ……四
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高
齢福祉
保険課) ……四
- 使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………(漁
港漁場
整備課) ……五
- 公共測量の終了……………(監
理課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(環
境保全課) ……六
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁
港漁場
整備課) ……六
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(中
南地域
民局) ……七
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西
北地域
民局) ……七
- 正 誤
- 令和二年三月二十七日号外第二十二号条例中……………(総
務学事課) ……七

告 示

青森県告示第三百四十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり令和二年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
令和二年七月五日	青森市大字荒川字藤戸一〇の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
令和二年八月九日	十和田市西十二番町二〇の一 青森県十和田合同庁舎A会議室ほか	
令和二年九月二十七日	青森市大字荒川字藤戸一〇の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種別	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許 許すな 第一種銃 第二種銃 網猟免許 許すな 第一種銃 第二種銃 網猟免許 許すな 第一種銃 第二種銃 網猟免許 許すな 第一種銃 第二種銃	視力 聴力 運動能力	午前九時 から 午前十一時 まで	午前九時 から 午前十一時 まで
知識試験 網猟免許 わな猟免許	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	午前十時 から 午後	

技能試験		許 第一種銃 第二種銃 免許	網 免許 わな 免許	第一種銃 免許
1 銃具に関する知識	2 鳥獣に関する知識	3 鳥獣の保護及び管理に関する知識	1 銃器以外の銃具を見て当該銃具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
			午後一時十分から午後三時まで	

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網免許及びわな免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃免許、第二種銃免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその

四 受験の申請手続等

- 判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気に
かかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、令和二年七月五日に受験するものにあつては、同年五月二十五日から同年六月二十五日までに、同年八月九日に受験するものにあつては、同年六月三十日から同年七月三十日までに、同年九月二十七日に受験するものにあつては、同年八月十七日から同年九月十七日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十四円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃免許又は第二種銃免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨

五 その他
の医師の診断書

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百四十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和二年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和二年九月六日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	令和二年七月三十一日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	令和二年七月十七日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
三八地域県民局	令和二年七月十六日	八戸市大字尻内町字毛合清水二―九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	令和二年七月十五日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	令和二年七月十四日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	令和二年七月十五日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	3 2 1 聴視能力 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）	

三 適性試験及び講習の対象者

令和二年四月十六日から令和三年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であって、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。）
ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円

- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受

一 通

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書
一通

5 更新しようとする狩猟免許

6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

(一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名

(二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の八第二項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間を更新したので、同条第六項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 更新年月日

令和二年三月二十七日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森県青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

橋本幸雄

青森県告示第三百五十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指定辞退年月日
難病指定医	福田 幾夫	弘前大学医学部附属病院	心臓血管外科	令和二・三・三一
		弘前市大字本町五三		

青森県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日

東北物産株式会社	弘前市大字一町田字早稲田七七の二	訪問介護	ヘルパーステーション	弘前市大字葛原一丁目大柳一六七の二	令和 二・五・一
----------	------------------	------	------------	-------------------	-------------

青森県告示第三百五十三号

平成二十年四月一日青森県告示第二百九十五号(使用の許可に係る漁港施設の指定)をもって指定した青森県漁港管理条例(昭和三十八年十月青森県条例第五十七号)第九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、令和二年四月十七日から施行する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

脇元漁港	船揚場、泊地及び漁港施設用地のうち別図三に示す漁港施設
------	-----------------------------

を

十三漁港	脇元地区	船揚場、泊地及び漁港施設用地のうち別図三に示す漁港施設
------	------	-----------------------------

に改める。

別図三中「脇元漁港」を「十三漁港(脇元地区)」に改める。

青森県告示第三百五十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

令和元年六月三日から令和二年三月三十日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第三百五十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

八戸市 公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量)

上北郡おいらせ町 公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

令和元年九月二十七日から令和二年三月十三日まで

四 測量の地域

八戸市城下三丁目及び四丁目

上北郡おいらせ町瓢及び神明前

青森県告示第三百五十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局東北技術事務所
- 二 測量の種類
公共測量（航空レーザ計測）
- 三 測量の期間
令和元年十月十七日から令和二年三月十九日まで
- 四 測量の地域
青森県内の直轄国道及び直轄高速道路

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したたので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
令和二年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部環境保全課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

一億一千二百二十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定漁港漁場整備事業計画の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項の規定により、青森県津軽海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和二年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
青森県津軽海峡地区特定漁港漁場整備事業計画の案
- 二 縦覧場所
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、外ヶ浜町産業観光課、今別町産業観光課、佐井村産業建設課、大間町産業振興課、風間浦村産業建設課、むつ市経済部生産者支援課及び東通村つくり育てる農林水産課
- 三 縦覧期間
令和二年四月十七日から同年五月七日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、外ヶ浜町産業観光課、今別町産業観光課、佐井村産業建設課、大間町産業振興課、風間浦村産業建設課、むつ市経済部生産者支援課及び東通村つくり育てる農林水産課にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十七日

中南地域県民局長

神

登喜彦

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
大和沢	ため池等整備事業（用排水施設整備（土砂崩壊））	令和元・九・二〇
長峰駒木沢	農地保全整備事業	二・一・二六
杭止堰	農業水利施設保全合理化事業	二・三・二二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広田堰土地改良区の定款の変更を令和二年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十七日

西北地域県民局長

西

村

達

弘

正

誤

総務学事課

令和二・三・二七号外第二二号	発行年月日
条例	区分
第二六号	番号
四六	ページ
六	行
第二十六号	誤
第二十七号	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円